

1987年税制改革後のカナダ所得税の地方別租税負担構造の変化 —再分配効果の検証—

広瀬 義朗

はじめに

本稿の目的は、1987年税制改革（1987年にウィルソン財務相によって議会に提出された税制改革法案のうち、所得税改革法は1988年に成立・実施され、GST（Goods and Services Tax）導入法は1990年に成立し1991年から実施に移された。本稿では、これらを包括して87年税制改革と略す）が経済・地域間の格差是正にどう寄与したのかを地方別、人口規模別に分けた上での租税負担構造変化の実態解明である。

カナダは、G8の一員として世界をリードする先進国である。オンタリオ州とケベック州の狭間にある首都オタワ、カナダ最大の都市トロント、かつての宗主国フランスの面影を多く残すカナダ第2の都市モントリオール、西海岸に位置するカナダ第3の都市ヴァンクーヴァーなど、アメリカとの国境付近には名立たる世界有数の大都市がある。

一方でカナダは、世界第2の面積を誇り、豊かな大自然に恵まれている。そのためその広大な土地を生かし、第二次産業、第三次産業のみならず農・林業を中心とした第一次産業が盛んであり、石油・石炭などの化石燃料や鉱物等の天然資源にも富んでいる。またカナダは世界の6大陸に含まれるが、中には北米大陸北部のハドソン湾沿いに位置し、人口わずか14万人足らずのプリンス・エドワード島のような小島も存在する。

宗主国がフランスからイギリスへ代わり、隣接するアメリカの政治的・経済的外圧に屈せず、都市と農村、人間と自然の共生を図りながら紆余曲折を経て結成された連邦国家カナダには、建国後140年以上が経過した今もなお諸事情が複雑に絡み合い、カナダにはカナダ特有の問題が内在している。例えば、英仏の系譜をそれぞれ引くオンタリオ州とケベック州の政治的な覇権争い、連邦と州・地方の政府間財政関係、連邦と州の課税権をめぐる租税競争、政治・経済両面にみられる都市と農村の利害対立等である。

本稿では、都市と農村の利害対立、とりわけ都市と農村の経済格差、地域間格差に焦点を当てる。というのも、両者の経済・地域間格差の是正は建国以来連邦政府が抱える重要な懸案事項であり、戦後長期間政権を担当した中道左派・自由党の公約でもあった。また様々な格差是正の対応策は、税の有効活用に帰着する。1960年代には包括的所得税理論を提唱し、学術的に高い評価を得たカーター委員会報告をはじめ、カナダには世界に先駆けて主要な勧告がみられた。しかし、1971年のベンソン税制改革はカーター委員会に即した一面をもちつつも、1981年のマックイーカン税制改革は他の先進諸国に比べ70年代のオイルショックの影響が小さかったとはいえ、実質的にカーター委員会報告からの後退を余儀なくされた。2度のオイルショックは、少なからずカナダの財政・租税政策に甚大な影響をもたらした。要するに、経済成長の失速や財政赤字の拡大は包括的所得税理論を骨ぬき

にし、租税優遇措置の残存や経済界の政治的な減税圧力に屈し、それらの外圧は崇高な理念をもって掲げられたカーター委員会報告の勧告から政府を遠ざけ、政府は財政・租税政策の失敗をさらけ出してしまう。

そのような中、1984年の総選挙に勝利し、代わって台頭したのはマルルーニ率いる右派の進歩保守党であった。進歩保守党は、これまでの自由党と異なり、アメリカとの協調関係を重視し、経済成長重視の政策を優先した。同時に、税制もアメリカ寄りに近づいていく。アメリカの1986年税制改革に続き、1987年にはカナダでウィルソン財務相を中心とした抜本的税制改革が実行される。その改革の中で経済成長に重点をおきつつも、都市と農村の経済・地域間格差の是正は、改革の重要項目のひとつであった。本稿では、87年税制改革によって地方毎に経済・地域間格差はどの程度改善されたのかを考えていきたい。

I. 地方別租税負担の実態

1. 1987年税制改革の背景と連邦の所得税改革

まず、先行研究を確認しよう。先行研究には、Perry (1989), Doak (1990), 大川 (1997) 等々がある。これらの先行研究では、87年税制改革後の州別の所得税負担分析を行っていない。また87年税制改革の具体的な内容をまとめた1987年税制改革白書（以下、87年白書と略す）には、連邦政府及び州政府の増収や減収の見込み額は示してあるものの、地域別、州別の個人所得税負担の実態までは明らかにしていない。そこで本稿では、87年税制改革後の地域別や主な州別の所得税負担を明らかにする。

次に、カナダの87年税制改革が行われた背景を述べる。それが実行された背景には、2つの理由がある。第一に、国外で行われた英米の税制改革の影響からである。税率を引下げ、課税ベースを広げるのは、英米に倣った手法である。税制を活用し、経済成長を高めることは、当時のマルルーニ政権の成長戦略であった。とりわけ隣接するアメリカの1986年税制改革の衝撃は、カナダにとって看過できない大きな関心事であった。アメリカが先行して個人所得税の減税を行えば、所得税負担の軽減を求めてカナダからアメリカへ移動する人が多数出るかもしれない。特に富裕層の人口流出は、税収を確保する上でカナダの国家財政に限らず地方財政にも大きな影響を及ぼしかねないのである。

第二に、国内で1960年代に発表されたカーター委員会報告の理念の追求からである。1970年代以降に2度のオイルショックを経験し、その後の経済不況の影響から、カナダ連邦政府は州・地方政府以上に税収減に悩ませられる。その一方で、人口の高齢化等により福祉関連支出は増大したことから、カナダでは福祉国家財政の再編を迫られることになる。不況を打破するために、英米と同様に税制の活用は有効な手段であると考えられた。しかし、カナダの87年税制改革は、単に英米の税制改革の影響を受けて行われた訳でない。

カナダには、1960年代から戦後カナダ税制の支柱となるカーター委員会報告がある。この報告の理論的支柱は、包括的所得税理論の実践と所得税及び法人税の完全統合である。カナダでは、これまで87年税制改革が行われる前に、その理念の追求を他の税制改革で何度か試みた経緯があった。しかし、カーター委員会報告の理念どおりに実行されることは、ほとんどなかったのである。その点、87年税制改革の場合には、それまでの税制改革に比べカーター委員会報告の理念に少なからず近づくことができたため、87年税制改革は戦後

カナダ税制の一つの大きな節目を迎えた改革であると言える。例えばカーター委員会報告では、キャピタル・ゲインに対して全額課税を提唱したが、1971年に行われたベンソン財務相中心の税制改革では、キャピタル・ゲインの課税割合は1/2にとどまった。87年税制改革では、その課税割合を1/2から3/4に引上げ、課税ベースの拡大を企図したのである。これが実現すれば、87年税制改革は、カーター委員会報告の理念に前進したと言える。

連邦の87年税制改革とは、個人所得税、法人所得税、売上税の3つを柱とした税収中立の改革を指す。カーター委員会報告後の主要な税制改革は、1971年と1981年に行われたが、これら3つの柱を改革できなかった。3つの柱を同時に行ったという意味で、87年税制改革は注目に値するのである。なお本稿では、87年税制改革の中心となる個人所得税の負担を分析するために、所得税のみに焦点を当てる。

以上、この2つの理由から、87年税制改革は実行される運びとなったのである。次に、87年税制改革の具体的な内容を簡潔に述べる。

87年税制改革は、先に述べたように所得税改革、法人税改革、売上税改革の3つを同時に行おうとするものであり、カナダ税制史に残る重要な改革である。具体的には、法人及び個人所得課税を見直すものである。その改革案には、課税最低限の引上げ⁽¹⁾と同時にブラケットを削減し(10→3段階、所得税限界税率17%、26%、29%)、所得控除(基礎控除及び配偶者控除等各種人的控除その他の所得控除)から税額控除への転換⁽²⁾や一世帯につき3人まで扶養手当給付の拡大(一方で成人に対する税額控除の縮小)と同時に家族手当(Family Allowance)の削減(一方、総収入が2万ドル以下の低所得者に対して児童税額控除の拡充)等々が含まれた。

また87年白書によると、一世帯当たりの平均減税額は、295ドルである。その中で低・中間所得層に当てはまる885万世帯は475ドルの減税となるのに対して、主に高所得層の153万世帯は665ドルの増税となる見込みであった⁽³⁾。

87年税制改革は、個人所得税を減税し、法人所得税の法定税率を引下げ、加えて租税特別措置の廃止・縮小による課税ベースの拡大で減税を埋め合わせることを企図していた。なお、この税制改革は、1988年1月1日より実施される予定であった。

2. 連邦の社会保障制度の見直し及び変更

福祉国家財政の再編の一環として、マルルーニ政権では87年税制改革とともに社会保障制度の見直しが合わせて行われた。本稿では、税制改革後の所得税の負担分析を中心とするため、社会保障の制度変更については簡単な概要のみを述べる。

第一に、連邦政府は地方政府に対して社会保障支出の根幹をなす地方政府向け移転支出の削減を迫った。主な地方政府向け移転支出は、財政移転、医療、教育支援、カナダ社会扶助(Canada Assistance Plan)に分類される⁽⁴⁾。その中で、とりわけカナダ社会扶助の

(1) 改革後、課税最低限については、Department of Finance Canada (1987), p.42.; 大川 (1997), 122頁参照。

(2) Department of Finance Canada (1987), pp.29-31.

(3) *Ibid.*, pp.36-39.

(4) 1985-86年度の地方政府向け移転支出の割合は、財政移転(33.3%)、医療(33.9%)、教育支援(12.1%)、カナダ社会扶助(20.7%)のとおりである。広瀬(2012a), 30頁。

削減に熱い視線が向けられる。カナダ社会扶助とは、州政府を中心として生活困窮者に対して現金やサービスの給付を行う制度である。その具体的な削減の内容について述べると、カナダ社会扶助の財政負担をめぐる連邦－州間の負担に対して、連邦と州は法律上、双方で折半する取り決めを交わしていたが、マルルーニ政権はこれを手始めに見直すことにしたのである。

第二に、カナダ社会扶助に限らず、医療についても削減の対象となった。地方政府向け移転支出の中で、支出に占める医療の割合は、1975－76年度で最大37.1%であったが、その見直しが検討されて以降、1990－91年度に26.3%にまで低下した⁽⁵⁾。

第三に、上で述べた地方政府向けの支出だけでなく、連邦政府からの個人に対する支出をも削減した。連邦政府から個人、とりわけ児童に対する支出は、児童扶養控除 (Child Tax Exemption)、家族手当、還付付き児童税額控除 (Refundable Child Tax Credit) の3つに分かれる。これらが、マルルーニ政権時に改編される。具体的に言うと、上で述べた87年税制改革の柱の一つである所得税改革で所得控除が税額控除に変更されることに伴い、児童扶養控除は廃止された。それに代わって還付のない児童税額控除 (Non-Refundable Child Tax Credit) が新設され、翌年の1988年から実施されることになった。従って、児童に対する3つの給付形態は、家族手当、還付付き児童税額控除、還付のない児童税額控除に変更されたのである。マルルーニ政権における社会保障の制度見直しの真の狙いは、制度変更に伴う支出の削減であった。

3. 年収の国際比較と州の税収格差及び年収の格差

まず、カナダの1人当たり年収について考えよう。87年税制改革によって、カナダ経済は、成長軌道に乗った。カナダの1人当たりの年収は、1987－98年間の10年間にどのように変化したのか。税制改革の効果について、そのことは広瀬 (2009) で述べている。ここでは、国際比較を通じて確認できる。

カナダの1998年度の1人当たり年収は、ドイツ、イギリス、日本 (それぞれ26,800ドル、25,700ドル、25,500ドル) より多く、およそ29,300ドルであるのに対して、アメリカは、G8で最大の約36,500ドルである⁽⁶⁾。1997年度以降のカナダ財政は、プライマリー・バランスの改善に成功しており、1人当たりの年収でみても経済の好調さが窺える。

またカナダには、10の州及び3つの準州があるが⁽⁷⁾、本稿ではデータの制約上から10州の所得税の分析に限定する。分析期間は、改革が行われた1987年度及び1988年度とする。これは、できる限り経済成長率や物価上昇率等の様々な外的要因が加わることを避けるためである。1987年度から遠ざかれば遠ざかる程、税の効果が薄れてしまう可能性があり、所得の変化が税によるものかどうかの判断が下しにくいからである。

(5) 広瀬 (2012a), 29-31頁; また岩崎 (2008) も同様に、州の総医療費に占める連邦補助金の割合が低下したことを指摘している。岩崎 (2008), 30頁。

(6) Statistics Canada (2001), pp.317-318.

(7) 10州には、ニューファンドランド (以下、NFと略称)、プリンス・エドワード・アイランド (以下、PEIと略称)、ノヴァスコシア (以下、NSと略称)、ニューブランズウィック (以下、NBと略称)、ケベック、オンタリオ、マニトバ、サスカチュアン、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア (以下、BCと略称) が含まれ、準州にはノースウエスト、ヌナヴット、ユーコンがそれぞれ相当する。

カナダ統計局発行の『Canada Year Book 2001』には、次のような記述がある。「1998年度の1人当たり年収は、アルバータの最高36,000ドルからNFの最低21,000ドルまで様々である⁽⁸⁾。」

カナダでは富裕州と貧困州との地域間の所得格差が大きく、上の例では州間の年収の差は15,000ドルにも上る。これら個々人の経済格差を是正するために、1982年憲法の第3章には平等化及び地域的不均衡の項目がある。第36条の平等な機会増進の約束には以下のくだりがある。それらは、「第1項 連邦議会及び州の立法府は、カナダ連邦政府及び州政府とともに…（中略）次の各号に掲げることを行うものとする。①カナダ国民の福祉の機会均等の増進、②機会の不均衡是正をめざす経済開発の促進、③すべてのカナダ国民への妥当な質の基本的公共サービスの提供」である。

また、州間の財政不均衡を平準化させるために、同条第2項には平衡交付金の支出原則の説明がなされている。「カナダ連邦議会及び連邦政府は、州政府がほぼ同様な課税標準で、ほぼ同様な水準の公共サービスを提供するに足る歳入を確保できることを保障する平衡交付金支出の原則に拘束されるものとする⁽⁹⁾。」

1982年憲法には本格的に人権に対する規定（第1条 権利・自由の保障・その制限時由）及び平等権（第15条 法の下での平等）が明文化された⁽¹⁰⁾ものの、1867年及び1982年憲法には、生存権の規定条項は特に見当たらない。離島であれ、過疎地であれ、ある一定の生活水準を維持するために、要するにナショナル・ミニマム達成のためには、財政力格差の不均衡を是正する必要がある。連邦政府には、生存権の規定としてではなく、それを代替する形で州間の財政調整を行う権限を平衡交付金制度として憲法上与えられているのである。但し、本稿では平衡交付金に関する議論は行わず、87年所得税改革によって州間の所得格差は是正されたのかどうかに焦点を絞り、論じることとする⁽¹¹⁾。

4. 連邦及び地方の所得税の仕組み

ここで連邦及び地方の所得税について説明しよう。まず、連邦所得税について述べる。連邦所得税を徴収するのは、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）である。1917年に連邦所得税が創設され、当初財務省が徴収を行っていたが、財務省から権限の委譲を受け、1927年以降カナダ歳入庁が連邦所得税を徴収することになったのである。

また1962年の連邦－州間の徴税協定（Tax Collection Agreement）により、カナダ歳入庁が州税を徴収する。連邦所得税は、課税所得を算出し、超過累進税率をかけて納税額を決定するのに対して、地方所得税は連邦所得税額に州の所得税率を乗ずることで地方所得税を算出するのである。また州の所得税率は、各州により異なる。これは、所得に対して課税を行うのではなく、連邦の所得税額を基に地方所得税を算出する“tax on tax”の手法である。

1987年度の地方所得税を算出するために、連邦所得税に州の所得税率を乗じるのは、アルバータの最小46.5%からNFの最大60.0%までと州によって様々あるが、87年税制改革

(8) Statistics Canada (2001), p.317.

(9) Department of Justice Canada (2001), p.71, 初宿・辻村 (2006), 104頁。

(10) *Ibid.*, p.60, pp.63-64; 同上書, 81頁, 97-98頁, 100頁。

(11) 平衡交付金制度に関する議論は、池上 (2003) を参照されたい。

後の1988年度に割合を変更したのは、オンタリオ（50.0%→51.0%）、PEI（55.0%→56.0%）、NB（58.0%→60.0%）の3つの州であった。

上で述べたように、地方所得税は連邦所得税に州の所得税率を乗じた上で算出するが、87年税制改革後に州の所得税率の変更は3州にとどまり、なおかつ数パーセントの変更にすぎないことから、87年税制改革後の所得税負担の変化は主に連邦所得税の税額の変化と考えて差し支えないであろう。

5. 人口の分布と納税

1986年度の総人口は、2,620万3,800人であるが、人口の多い上位3州は、オンタリオ、ケベック、BCであり、それぞれ947万7,200人、673万3,800人、302万400人おり、カナダ全体のそれぞれ36.2%、25.7%、11.5%であり、3州全体で73.4%を占める。次に、1987年度及び1988年度の総人口に対する割合のみを示すと37.0→37.7%、26.0→26.2%、11.7→11.9%であり、各州とも高まっていることが分かる。

一方、人口の少ない下位3州を挙げると、PEI、NF、NBであり、それぞれ12万880人、57万810人、72万7,700人であり、3州合わせても総人口の5.5%でしかない。また1987年度及び1988年度の総人口は、1986年度に比べ年々増加している⁽¹²⁾。

ここで納税者数を確認しよう。納税者は、87年税制改革後の1988年度のみ述べると、全体で1,284万3,870人のうち、オンタリオ、ケベック、BC、アルバータの4州で納税者数1,000万人を超えており、その割合はそれぞれ39.2%、24.7%、11.5%、9.1%を占め、この4州だけで8割を超える⁽¹³⁾。大都市の納税者に至っては、都市部で申告者数を挙げると10万人を超えるのは、トロント、モントリオール、カルガリー、ウィニペグ、ヴァンクーバー他24都市ある⁽¹⁴⁾。

6. 課題の設定

以下では、改革後の所得を次の3点に着目し分析する。第一に、全世帯（家族、単身者）に分けて所得階層別に所得の動向を探る。第二に、4つの地域に分類して地域毎の偏在をみる。第三に、主な州及び人口規模に分けて各々の所得分布の変化を明らかにする。その中で、所得階層は課税所得2万ドル未満を低所得層とし、2万－5万ドル未満を中間所得層、5万ドル以上を高所得層の3つに分類し、それらの所得分布はどのように変化したのかを検討する。

Ⅱ. 改革後の世帯種類別租税負担の構造分析

各州別の所得再分配を分析する前に、87年税制改革後にカナダ全体で所得税負担や所得はどのように推移したのかを全世帯、家族、単身者に分けて考える。

(12) Statistics Canada (1996), p.77. この当時2つであったユーコン及びノースウエスト準州に至っては、わずか2－5万人にすぎない。

(13) Canadian Tax Foundation (1991), Chapter 7, p.30.

(14) Revenue Canada (1990), pp.75-76.

1. カナダ全体の所得課税後の所得の動向

まず、1人当たりの所得税額及び所得の推移を確認しよう。87年税制改革後の1987年度から1988年度にかけての所得税は6,604ドルから6,945ドルに増加した。家族のそれは、同期間に8,099ドルから8,553ドルに増加し、単身者のそれは3,221ドルから3,325ドルに増加した。それぞれが全世帯で341ドル、家族で454ドルの負担増となり、単身者も同じく104ドル負担が増加した。

次に、全世帯の移転前課税前所得に移転による所得を加えたのが、移転後課税前所得である。1987年度移転後課税前所得の変化は、移転前課税前所得は31,942ドルに移転支出4,023ドルを加え35,965ドルとなったのに対して、1988年度のそれはそれぞれ33,735ドルに4,272ドルを加え38,007ドルとなった。ちなみに、1987年度から1988年度にかけて全世帯の移転後課税後所得は、29,361ドルから31,062ドルに変化した。

移転後所得の中で、移転による所得は課税前で1/8強、課税後で1/7以上を占めており、大きな役割を果たしていることが窺える。以下では、ジニ係数及び変動係数を用いて課税の実態と偏りについて検討する。

表1 ジニ係数の推移, 1986-88年度

1986					
	移転前課税前所得 (A)	移転後課税前所得 (B)	移転による効果	移転後課税後所得 (C)	所得税による効果
全世帯	0.469	0.388	0.081	0.357	0.031
家族	0.406	0.333	0.073	0.301	0.032
単身者	0.544	0.396	0.148	0.351	0.045
1987					
	移転前課税前所得 (A)	移転後課税前所得 (B)	移転による効果	移転後課税後所得 (C)	所得税による効果
全世帯	0.468	0.390	0.078	0.357	0.033
家族	0.401	0.330	0.071	0.296	0.034
単身者	0.540	0.394	0.146	0.346	0.048
1988					
	移転前課税前所得 (A)	移転後課税前所得 (B)	移転による効果	移転後課税後所得 (C)	所得税による効果
全世帯	0.470	0.390	0.080	0.356	0.034
家族	0.399	0.328	0.071	0.291	0.037
単身者	0.552	0.399	0.153	0.350	0.049

出所) Statistics Canada (1988), p.14; (1989), p.16; (1990), p.17より作成。

表1は、1986年度から1988年度にかけてのジニ係数の推移を表している。表から、1986

年度や1987年度に比べ1988年度には全世帯、家族、単身者のすべてにおいてジニ係数の改善がみられる。これは、1988年1月1日より87年所得税制改革が実施され、その影響を受けた結果と考えられる。

表2 変動係数の推移, 1986-88年度

	1986 (A)	1987 (B)	1988 (C)	(B/A)	(C/B)
移転前課税前所得	0.1578	0.1483	0.1610	0.9397	1.0856
移転後課税前所得	0.1039	0.0986	0.1117	0.9485	1.1337
移転後課税後所得	0.0898	0.0829	0.0962	0.9234	1.1602

(出所) Statistics Canada (1988), p.15; (1989), p.17; (1990), p.18より作成。

次に表2では、1986年度から1988年度にかけての移転前課税前所得、移転後課税前所得、移転後課税後所得の変動係数の推移を表している。(B/A)及び(C/B)は、1986年度を(A)、1987年度(B)、1988年度(C)とし、その変化率をみたものである。表の右端の1-2列の(B/A)は、社会保障移転による影響を、(C/B)は所得税による影響をそれぞれ表している。87年税制改革後の(B/A)及び(C/B)をみると、移転後課税前所得と移転後課税後所得の数値の上昇が確認できる。これは、前者は87年税制改革前の1987年度において社会保障移転による所得の変化であり、後者は87年税制改革後の1988年度に所得課税による所得の変化であると考えられる。世帯別所得税負担の詳細は、後に述べる。

カナダの場合、社会保障の移転は主に所得の少ない人々に対して行われ、所得税は累進性を備えた租税構造のため、所得の多い人々に対してより重く課される。所得の再分配は、社会保障移転と所得税の組み合わせによって行われるのである。ところで、87年税制改革は、所得の再分配にどのような影響を与えたのであろうか。以下では、87年税制改革後の社会保障移転及び所得税による再分配効果を所得階層別に分けて検証する。

表3は、所得に占める社会保障移転及び所得税の割合の推移を表している。表から、まず社会保障移転について考えよう。最も低い所得層の第1分位をみると、家族及び単身者双方において所得の半分以上を社会保障移転で賄っていることが分かる。しかも87年税制改革後、第1分位では双方とも所得に占める割合を高めている。それに対して、第2分位以降では、家族及び単身者で87年税制改革後の割合は、異なる。特に注目すべきは、家族である。単身者は、第2分位から第5分位まで所得に占める社会保障移転を大きくしたのに対して、家族の場合にはその割合を小さくした点である。87年税制改革後、第1分位を除き単身者に対して社会保障移転が増えたのに対して、家族に対してはその逆となったのである。要するに、87年税制改革後、家族において社会保障移転の削減が行われたのである。

次に、所得税について考える。87年税制改革後、所得税の割合を高めたのは、最高分位の第5分位の家族のみである。この理由は、所得の多い高齢者ほど租税特別措置の優遇を受けており、それらを廃止及び縮小することにより、他方で所得控除から税額控除への転

表3 所得に占める社会保障移転及び所得税の割合の推移（全世界），1987-88年度

	1987		1988	
	社会保障移転			
	家族		単身者	
第1分位	52.3	54.0	56.9	58.0
第2分位	20.0	19.8	66.4	69.0
第3分位	9.7	9.1	26.7	29.1
第4分位	5.6	5.4	8.9	9.0
第5分位	2.8	2.7	2.7	2.8
合計	10.0	10.0	17.4	18.0
	所得税			
	家族		単身者	
	第1分位	3.3	3.0	0.9
第2分位	11.7	11.1	2.8	2.2
第3分位	16.5	16.4	11.1	10.7
第4分位	19.7	19.6	18.1	17.5
第5分位	23.5	23.8	24.3	24.1
合計	18.6	18.5	17.2	17.0

（出所）Statistics Canada（1990），p.21.

換により，高所得者にとっては所得税負担の増加を伴う税制改革であったからである⁽¹⁵⁾。なお，主な州の所得階層別の所得税負担については，IVにて述べる。

2. 各州別所得課税後の所得再分配効果の検証

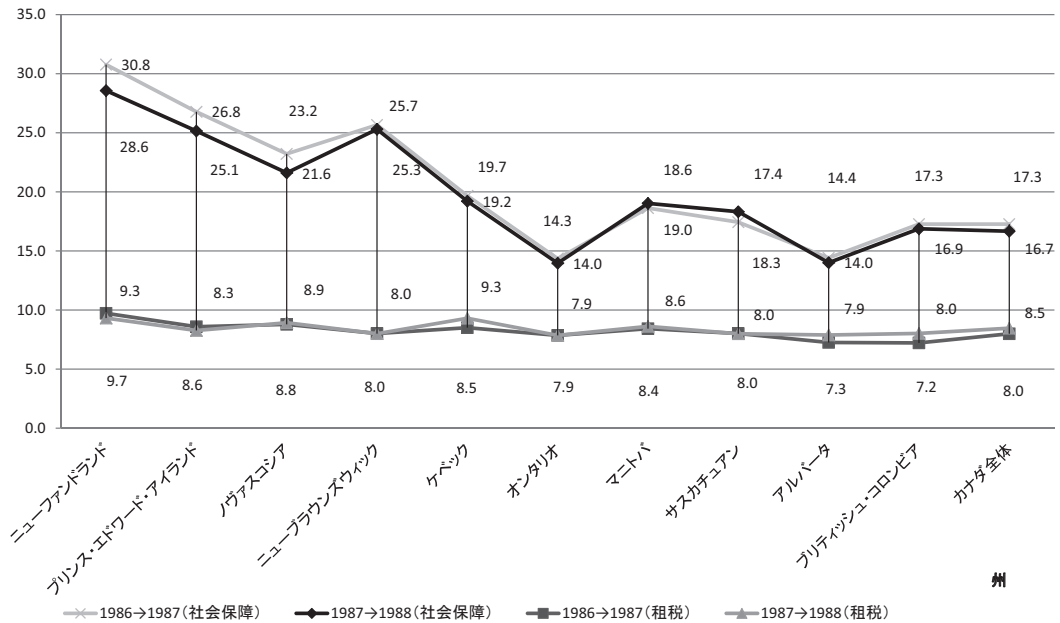
1では，87年税制改革後の1人当たりの所得等々について考察した。以下では，その所得の増加は，社会保障による移転の影響か，若しくは租税による影響なのかを考える。先に述べたように，表2の変動係数は，87年税制改革後の当初所得，社会保障移転，所得税による影響を受けた後の，それぞれのばらつきの割合を表す。1986年度から1987年度にかけての移転後課税前所得／移転前課税前所得（B/A）及び1987年度から1988年度にかけての移転後課税後所得／移転後課税前所得（C/B）で，数値の動きが大きかった。（B/A）の数値は社会保障による移転の変化，（C/B）は所得課税後の動向を表すため，以下ではこれらを踏まえて図1を州別に分けて検討する。

図1は，1986年度から1988年度にかけての各州別の社会保障による移転及び租税による再分配効果を表している。1986→1987年度，1987→1988年度をそれぞれ比較すると，カナダ全体では17.3%から16.7%と数値が低下しており，当然州の中には数値が低下するところがある。それらは，NF，PEI，NS，NBの各州であり，これらの州の特徴は貧困地域である。87年税制改革後のこれら財政力の弱い貧困州では，社会保障による再分配効果はみられない。

(15) 広瀬（2012a），77頁。具体的には，資産譲渡所得控除利用の制限や配当税額控除の減額などが，挙げられる。大川（1997），117頁。

図1 各州別社会保障による移転及び租税による再分配効果、1986—88年度

平準化係数、%



(出所) Statistics Canada (1988), p.15 ; (1989), p.17 ; (1990), p.18より作成。

一方で、中には社会保障による再分配効果のみられる州もあり、それらはマニトバ、サスカチュワンの2つ州のみに限定された。その理由は、Ⅲ以下で述べる。

次に、租税による再分配効果を検討しよう。社会保障移転と同様に、1986→1987年度、1987→1988年度をそれぞれ比較すると、カナダ全体では8.0%から8.5%へと数値が上昇しており、87年税制改革後に租税による再分配効果がみられる。ところで、租税による再分配効果はどの州でみられたのであろうか。それらは、ケベック、アルバータ、BCの各州であり、3つの州に共通するのは人口も多い上に財政力の強い州なのである。

ここで上の所得の再分配効果を計るための2つの指標に基づいて、カナダにおける簡単な地域別の区分けをしてみよう。87年税制改革後に社会保障による再分配効果が確認できたのは、マニトバ及びサスカチュワンの平原州と呼ばれる州である。平原州は、カナダの西部に位置し、平原州には先の2つの州に加えアルバータが含まれる。社会保障に関して述べると、図1でみたように2つの州と異なりアルバータの数値の上昇はなく、社会保障による再分配効果はみられなかった。

次に、もともと地域住民の所得が多くなく、社会保障移転に多くを依存するNF、PEI、NS、NBの4つの州は、東部の大西洋沿岸にある。さらに東の大西洋沿岸の州と西の平原州に挟まれるのは、中央部である。中央部には高所得層が比較的多く住み、そこに含まれるオンタリオとケベックでは、社会保障による移転の度合いは決して大きくない。高所得層が多いことから、社会保障でなくむしろ所得税による課税の検証が必要となる。これは、Ⅲ以下で述べる。

東から、大西洋沿岸州、中央部、平原州と進み、西の太平洋沿岸に位置するのは、BCである。BCの社会保障に関して述べると、図1からその再分配効果はカナダ全体とほとんど同じ数値であった。他方、所得税に関して述べると、その再分配効果は87年税制改革後もカナダ全体を下回った。なお、地域別の経済的な特徴は、次のⅢで述べる。

Ⅲ. 改革後の都市部の世帯種類別及び地域別租税負担の構造

Ⅱでは、87年税制改革後の社会保障移転及び租税による再分配効果を検証した。そこで明らかにされたのは、所得に占める社会保障移転及び所得税の割合は所得階層別にみると様々であった点である。また87年税制改革後の各州別の社会保障による移転及び租税による再分配効果を分析した結果、再分配効果を計る平準化係数は各州で異なった動向を示した点である。そこでそれらの結果を基に、ここⅢでは4つの地域に分けて所得の再分配を検討することにした。以下では、4つの地域を所得階層別に分けて87年税制改革後の所得課税後の実態を考察する。

1. 全世帯の人口規模別・地域別所得課税後の所得分布

Ⅱでは、ジニ係数や変動係数を使ってカナダ全体の再分配効果を明らかにした。それらを踏まえて、Ⅲでは人口規模別に所得階層別の所得分布の実態を解明する。筆者の分析では、人口10万人以上の都市部と人口10万人未満のその他を比較すると、87年税制改革後、前者の方でより大きな動きがみられるため、分析の対象は都市部とした。また全世帯、家族、単身者に分けて分析を行うが、全世帯と家族とではほとんど同じような動向を示したことから前者を選択した。ここⅢでは、都市部の地域別租税負担の構造を明らかにする。

Ⅱで軽く触れたが、カナダの地域経済を分析する際にその地域性を考慮すると、便宜上4つに分けて行うのが適当と考える。ここでカナダの地域的な特徴を述べると、人口に関して大都市を抱えるオンタリオ、ケベック、BCの3つの州に大きく偏っていることは、既にⅠで述べたとおりである。人口以外にも、カナダには地理的及び経済的な偏りがかなりある。第一に、アメリカと国境を接する五大湖より北にはカナダの中央部があり、オンタリオやケベックの二大経済都市圏が含まれる。とりわけオンタリオでは自動車産業が盛んであり、オンタリオにアメリカや日本の自動車関連の工場が進出している。さらにオンタリオに大企業の本社が多数あるため、サラリーマンや企業経営者が多く住んでいる。カナダ国内では、他の州に比べ経済的に優位性をもった地域である。

第二に、先に述べた中央部より西側に平原州が3つある。3つの州の中でアルバータは天然資源に富んでおり、鉱業が盛んである。そのため、他の平原2州に比べ州の財政力が断然強い。近年、アルバータの経済力は、ケベックに匹敵する勢いである。それ故税制面の特徴として、他の州に小売売上税があるのに対して、アルバータだけは小売売上税を課していない。また、アルバータの住民に保守層が多いのも特徴的である。

平原3州にはアルバータの他、マニトバやサスカチュワンがある。この2つの州では、農林や畜産、鉱業を中心とした第一次産業が盛んであり、それ故農業従事者が多い地域でもある。

第三に、太平洋沿岸の州には、BCが含まれる。BCにはカナダ第3の都市ヴァンクー

ヴァーがアメリカとの国境付近にあることから、アメリカのシアトルとの経済交流もある。そのため住民の中には、アルバータと同様にアメリカの保守的な思想が根強い。

第四に、大西洋沿岸には財政力の弱い州が多くある（NF, PEI, NS, NB）。主要産業は漁業中心であり、比較的貧困層が多く暮らしている。先の図1でみたように、社会保障移転に頼る住民が多い。

これらカナダの経済的な地域偏在性を踏まえて、以下では87年税制改革後、主に都市部の所得分布の動向をみていこう。

表4は、都市部における全世帯の人口規模別課税後の所得分布の推移を表している。都市部に限定して分析する理由を述べると、10万人以上いる都市において87年税制改革後の変化率が大きいためである。

表の特徴を述べると、第一に4つの地域すべての課税所得1万ドル未満の最低所得層において所得分布の割合が低下している。とりわけ平原3州でその変化率が大きい。これは、以下の理由による。Statistics Canada (1991)によると、1988年度において課税所得1万ドル未満の所得層の所得割合の低下は、所得課税によるものというよりも、むしろ所得自

表4 所得階層別・人口規模別課税後の所得分布の推移（全世帯）、1987-88年度

（単位：ドル，％）

都市部 課税所得	大西洋沿岸4州			中央部		
	87年	88年	変化率	87年	88年	変化率
1万ドル未満	17.8	14.5	▲ 3.3	13.5	12.5	▲ 1.0
1万	22.6	23.4	0.8	22.6	20.9	▲ 1.7
2万	20.5	18.4	▲ 2.1	20.8	20.5	▲ 0.3
3万	18.1	19.7	1.6	16.8	15.8	▲ 1.0
4万	10.4	11.8	1.4	11.2	12.1	0.9
5万	4.6	6.1	1.5	6.5	7.7	1.2
6万以上	5.8	6.2	0.4	9.0	10.6	1.6
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
都市部	平原3州			太平洋沿岸		
課税所得	87年	88年		87年	88年	
1万ドル未満	14.8	12.2	▲ 2.6	15.3	13.0	▲ 2.3
1万	23.8	23.2	▲ 0.6	26.2	24.5	▲ 1.7
2万	20.3	19.6	▲ 0.7	20.1	20.0	▲ 0.1
3万	16.3	17.5	1.2	15.0	16.2	1.2
4万	11.6	11.4	▲ 0.2	10.1	11.3	1.2
5万	6.5	7.1	0.6	6.0	7.5	1.5
6万以上	6.7	8.8	2.1	7.1	7.6	0.5
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	

（注）都市部とは、人口10万人以上の都市を指す。

（出所）Statistics Canada (1989), pp.54-55 ; (1990), pp.56-57より作成。

体の減少によるものである⁽¹⁶⁾。従って、Ⅱで検討したように社会保障移転の増加以上に所得自体が減少したものと考えられる。

第二に、課税所得1万～2万ドルの所得層で所得分布の割合が低下しているが、これは社会保障移転による影響でなく、所得税負担の増加によるものである。その理由を述べると、総所得の相当部分を投資又は自家営業から得ている世帯が、この層に当てはまるからである。具体的にそれらの人に適用されるのは、①自家用車、②自宅兼事務所、③交際費、④その他に係る控除の縮小であり、それらの世帯は増税の対象になったのである⁽¹⁷⁾。

第三に、課税所得5万ドル以上の高所得層では、87年税制改革後に4つの地域すべてで所得分布の割合を高めている。とりわけ中央部及び平原3州の伸びが、顕著である。これは、中央部には高所得者の多いオンタリオがあり、同様に平原3州にはアルバータが含まれるからである。次に、単身者について述べる。

2. 単身者の人口規模別・地域別所得課税後の所得分布

上で検討した全世帯の人口規模別・地域別所得課税後の所得分布に比べ、単身者のそれは異なると予想される。というのも、Ⅱで明らかにされたように、所得税額でみると単身者は、全世帯に比べ所得税負担を軽減されているからである。それらをさらに明確にするために、以下では全世帯と単身者の所得分布の比較を行う。

表5は、都市部における単身者の人口規模別課税後の所得分布の推移を表している。先にみた表4の全世帯の所得分布と次の点で異なっている。第一に、87年税制改革後の課税所得1万ドル未満の所得層において、全世帯以上に変化率の低下幅が大きい。これは、先に述べたようにこの層で所得自体が減少したためであるが、それは全世帯よりも単身者において顕著であったのである。稼ぎ手が1人の場合には、共稼ぎに比べ所得の減少がこのようによりはっきりと表れてしまう。

第二に、表4の全世帯に比べ、87年税制改革後に課税所得2万ドルの所得層で所得分布の割合が大きくなった。これは、比較的所得層（課税所得2万ドル前後）で所得控除から税額控除の転換によって節税効果が表れたものと考えられる⁽¹⁸⁾。Ⅱで検討したように、全世帯と同様に単身者の所得税負担は増加しているものの、実質的な負担額は全世帯の1/3程度に過ぎない。さらに、単身者の所得に占める所得税負担の割合は、第2分位で低下しているのである（表3）。

第三に、中間所得層では課税所得3万ドルを中心とする所得分布の割合が比較的大きく、平原3州及び太平洋沿岸州でより顕著である。同じ中間所得層でも課税所得4万ドル以上となると、中央部や平原3州でその割合が大きくなっている。主な州についての分析は、次のⅣで述べる。

(16) Statistics Canada (1991), p.165.

(17) Department of Finance Canada (1987), p.39; 広瀬 (2012a), 79頁; 大川 (1997), 117頁。また、この所得税の負担増について、大川 (1997) は、「賃金または年金が主要な所得源泉になっている世帯は、一般に増税負担を免れている」と述べている。

(18) 大川 (1997), 117頁。広瀬 (2012a), 76頁。

表5 所得階層別・人口規模別課税後の所得分布の推移（単身者），1987—88年度

（単位：ドル，％）

都市部	87年	88年		87年	88年	
課税所得	大西洋沿岸4州			中央部		
1万ドル未満	39.9	36.6	▲ 3.3	34.7	32.3	▲ 2.4
1万	33.0	32.7	▲ 0.3	32.4	31.1	▲ 1.3
2万	17.0	19.2	2.2	19.8	21.9	2.1
3万	7.0	8.3	1.3	8.8	9.1	0.3
4万	3.1	3.0	▲ 0.1	4.4	5.8	1.4
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
都市部	87年	88年		87年	88年	
課税所得	平原3州			太平洋沿岸		
1万ドル未満	35.2	31.7	▲ 3.5	36.1	31.0	▲ 5.1
1万	32.9	33.0	0.1	31.6	32.0	0.4
2万	20.6	20.5	▲ 0.1	20.3	22.0	1.7
3万	8.4	9.8	1.4	7.8	10.3	2.5
4万	3.8	5.0	1.2	4.2	4.8	0.6
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	

（出所）Statistics Canada（1989），pp.61-62；（1990），pp.63-64より作成。

IV. 都市部及び主な州の租税負担の構造

Ⅲでは、都市部の世帯種類別及び地域別租税負担の構造を全世帯と単身者に分けて明らかにした。ここⅣでは、まず都市部の主な州の租税負担構造について概観し、その上で全地域の主な州の租税負担構造を全世帯と単身者に分けて検証する。主な州の人口規模別に全世帯と単身者に分けて分析する意義を述べると、87年税制改革後の所得分布の実態が、より明確になるからである。

表6は、都市部における全世帯の人口規模別課税後の所得分布の推移を表している。都市部における主な州の所得分布の特徴は、第一に課税所得1万ドル未満の所得層の変化率の低下が大きい。これをⅢの地域別と比較すると、それらは大西洋沿岸州や平原3州である。その州に該当するのは、マニトバやサスカチュワンであり、特にその低下幅が大きい。また表3から、社会保障移転の減少とは考えにくく、所得税負担も軽減されていることから、最貧困州の所得自体の減少があったと考えられる。

第二に、Ⅲの地域別にみた課税所得1万～2万ドルの所得層の変化率が大きいのは、中央部や太平洋沿岸であった。それらに該当するのは、BCやオンタリオの大都市圏を抱えた州であることが分かる。

第三に、課税所得5万ドル以上及び6万ドル以上の高所得層において所得分布の割合の高まりがみられる。Ⅲの地域別の分析と照らし合わせると、平原3州や中央部で同様の動きが確認できる。その中に含まれる具体的な州を挙げると、マニトバ、アルバータ、オン

表6 所得階層別・人口規模別課税後の所得分布の推移（全世界），1987-88年度

（単位：ドル，%）

都市部	87年	88年		87年	88年	
課税所得	マニトバ			サスカチュワン		
1万ドル未満	15.2	12.1	▲ 3.1	17.4	14.0	▲ 3.4
1万	25.4	25.4	0.0	24.7	24.2	▲ 0.5
2万	21.4	21.2	▲ 0.2	21.1	21.0	▲ 0.1
3万	16.6	17.3	0.7	15.4	15.9	0.5
4万	9.6	11.7	2.1	10.2	10.9	0.7
5万	6.0	5.6	▲ 0.4	5.6	5.9	0.3
6万以上	5.8	6.7	0.9	5.6	8.2	2.6
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
	87年	88年		87年	88年	
課税所得	ケベック			アルバータ		
1万ドル未満	15.9	15.8	▲ 0.1	13.9	11.9	▲ 2.0
1万	24.1	23.6	▲ 0.5	22.7	21.9	▲ 0.8
2万	22.8	22.3	▲ 0.5	19.6	18.6	▲ 1.0
3万	15.9	15.5	▲ 0.4	16.4	18.1	1.7
4万	9.8	10.6	0.8	13.0	11.5	▲ 1.5
5万	4.9	6.0	1.1	9.0	8.2	▲ 0.8
6万以上	6.9	6.3	▲ 0.6	7.5	9.9	2.4
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
	87年	88年		87年	88年	
課税所得	ブリティッシュ・コロンビア			オンタリオ		
1万ドル未満	15.3	13.0	▲ 2.3	11.1	9.2	▲ 1.9
1万	26.2	24.5	▲ 1.7	21.1	18.1	▲ 3.0
2万	20.1	20.0	▲ 0.1	18.7	18.7	0.0
3万	15.0	16.2	1.2	17.6	16.1	▲ 1.5
4万	10.1	11.3	1.2	12.5	13.6	1.1
5万	6.0	7.5	1.5	8.0	9.4	1.4
6万以上	7.1	7.6	0.5	11.1	14.8	3.7
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	

（出所）Statistics Canada（1989），pp.54-55；（1990），pp.56-57より作成。

タリオの各州なのである。次に、単身者について考察する。

表7は、都市部における単身者の人口規模別課税後の所得分布の推移を表している。以下では、Ⅲで考察した単身者の地域別の分析と比較し、実際に該当する州はどこなのかを明らかにする。

第一に、太平洋沿岸州の中で課税所得1万ドル未満の最大の低下幅に該当する州は、BCであることが分かる。次に、平原3州の低下は、サスカチュワンよりもマニトバの影響によるものである。最貧所得層における所得分布の割合低下の理由は、先述の如く社会保障移転の増加、所得税減税以上に所得自体の減少によるものである。

表7 所得階層別・人口規模別課税後の所得分布の推移（単身者），1987-88年度

（単位：ドル，％）

全地域	87年	88年	変化率	87年	88年	変化率
課税所得	マニトバ			サスカチュワン		
1万ドル未満	39.1	35.9	▲ 3.2	40.8	37.9	▲ 2.9
1万	27.0	34.3	7.3	32.1	33.2	1.1
2万	17.8	19.2	1.4	17.1	18.0	0.9
3万	6.3	8.0	1.7	6.8	7.2	0.4
4万以上	2.0	2.6	0.6	3.3	3.6	0.3
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
全地域	87年	88年		87年	88年	
課税所得	ケベック			アルバータ		
1万ドル未満	39.2	37.9	▲ 1.3	35.8	32.8	▲ 3.0
1万	33.6	33.3	▲ 0.3	32.5	32.3	▲ 0.2
2万	18.2	19.4	1.2	18.1	19.5	1.4
3万	6.3	6.5	0.2	9.2	10.1	0.9
4万以上	2.7	2.9	0.2	4.4	5.4	1.0
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	
全地域	87年	88年		87年	88年	
課税所得	ブリティッシュ・コロンビア			オンタリオ		
1万ドル未満	37.6	33.8	▲ 3.8	33.6	30.1	▲ 3.5
1万	30.7	30.8	0.1	31.7	30.7	▲ 1.0
2万	19.8	20.4	0.6	20.0	22.3	2.3
3万	8.2	10.5	2.3	9.8	10.2	0.4
4万以上	3.7	4.6	0.9	4.9	6.7	1.8
合計	100.0	100.0		100.0	100.0	

（出所）Statistics Canada（1989），pp.61-62；（1990），pp.63-64より作成。

第二に、Ⅲで考察した地域別単身者の分析の中で、比較的低所得層の所得分布の高まりは、平原3州や中央部で見られる。これに該当する州は、マニトバ、ケベック、アルバータ、オンタリオの4州である。マニトバについては、Ⅱで検討したように単身者に対する社会保障移転の拡大が行われたためである。残り3つの州については、87年白書で述べられているように低・中間所得層に対する所得税減税が予定されていたため、所得税減税によるものと考えられる。これは、Ⅱで検討した所得階層別負担割合の低下からみても明らかである。

第三に、課税所得3万ドルの所得層を中心とする所得分布の割合の高まりは、平原3州ではサスカチュワン、アルバータ、マニトバであり、太平洋沿岸州ではBCがそれぞれ該当する。課税所得4万ドル以上においては、中央部ではケベックよりもオンタリオ、平原3州ではアルバータが該当するのである。これは、全世帯だけでなく単身者においても87

年税制改革後のオンタリオやアルバータの所得上位層では、所得分布の割合が高まったものと言える。

V. 1987年税制改革の評価

以下では、まず改善度⁽¹⁹⁾を使って87年税制改革後の主な州と世帯に分けて所得の動向を分析する。次に、87年税制改革の評価を行う。

1. 改善度と1人当たりの年収の州別比較

まず、カナダ全体の改善度を確認すると、全世帯は2.3%であるのに対して、単身者は3.3%であることから、全世帯以上に単身者の改善度が大きく上回ったことになる。また人口別で特徴的なことは、全世帯の都市部及び10万人未満でみると、それぞれ2.2%及び2.1%と2.0%ポイント程度であるのに対し、単身者の10万人未満ではさらに1%ポイント以上高まり、3.1%となった点である。要するに、単身者の10万人未満で改善度がより顕著となった。

次に、①全世帯の改善度上位5州、②単身者の改善度上位5州に分けて分析を行う。州別比較から、明らかにされたのは、以下の点となる。第一に、全世帯の改善度上位5州は、NB (5.0%)、サスカチュワン (4.3%)、NF (4.0%)、マニトバ (3.6%)、アルバータ (3.2%) である。サスカチュワンとマニトバの特徴について、ここで簡潔に述べよう。これらの2つの州の特徴は、先に述べたように主要産業が第一次産業中心であることから、第二次・第三次産業中心の州に比べて住民の所得は低いことである。またカナダの全国平均に比べ、高齢化率が高い。高齢化が進むと、それだけ社会保障に依存する割合は高くなる。そのため、IVの主な州別比較で検討したようにサスカチュワンやマニトバの2つの州では、社会保障による所得の再分配効果が表れたものと考ええる。

またアルバータについて検討すると、表6で検討したように6万ドル以上の所得分布の割合が大きくなったことから、社会保障による移転及び租税による所得の再分配効果の影響というよりも、高所得層の所得自体が増加したのではないか。

第二に、単身者の改善度上位5州は、オンタリオ (5.3%)、NB (4.7%)、BC (4.7%)、アルバータ (4.0%)、マニトバ (3.8%) の順である。オンタリオ、BC、アルバータについて、表7で検討したように、単身者とりわけ中間所得層に含まれる3万ドル以上の所得層においても所得分布の割合が高まった。このことから、社会保障移転、課税、所得の増加の3つの影響があったものと考ええる。それらは実際、年収でみた場合どの程度の増加であったのか。以下では、1人当たりの年収の州別比較を行う。

87年税制改革後、全世帯の1人当たり年収は増加したのであろうか。また増加したとするならば、どの州なのか。まずカナダ全体でみると、IIで検討したように移転後課税後所得はそれぞれ1986年度で27,878ドル、1987年度で29,361ドル、1988年度で31,062ドルであった。1986→1987年度の増加額及び倍率は、1,483ドルで1.05倍、1987→1988年度では、1,701ドルで1.06倍となった。87年税制改革後の所得は、増加したことが明らかにされた。

(19) 改善度は、以下の方法で計測できる。当初所得のジニ係数をAとし、移転後課税後所得のジニ係数をBとすると、改善度は $(A - B) / A$ で求められる。

次に、これらを州別に考察する。カナダ全体の倍率(1.06倍)を上回ったのは、5州あり、それらは、NF(1.09倍)、オンタリオ(1.08倍)、NB(1.07倍)、マニトバ(1.07倍)、BC(1.07倍)であり、下回ったのは同じく5州みられ、それらはNS(1.05倍)、アルバータ(1.05倍)、サスカチュワン(1.03倍)、ケベック(1.02倍)、PEI(1.00倍)となった。

その中で、最も多い増加額を示した州は、オンタリオ(2,767ドル)であり、最も少ない増加額は、PEI(118ドル)であった。また、1987年度の富裕-貧困州間の州1人当たりの所得差(オンタリオ-PEI)は、8,237ドルであり、1988年度の2つの州の差は、10,886ドルとなった。要するに、87年税制改革後、州間の所得格差はいっそう拡大したことになる。その原因を、以下の2で検討する。

2. 社会保障制度見直し及び1987年税制改革の評価

1では、改善度及び1人当たりの年収を州別に比較した。この2つの指標は、87年税制改革及び社会保障制度の見直しの影響を受けるため、以下ではそれらが変更された理由を考える。まず、87年税制改革と合わせて行われた社会保障の制度見直しについて述べる。この見直しが行われた後、各州別の平準化係数で上昇がみられたのは、マニトバ及びサスカチュワンの2つの州に限定されたことである。他の8つの州において、社会保障支出の削減が影響し、平準化係数は低下したのではないかと。とりわけ所得の少ない大西洋沿岸州のNSやPEIが、そうである。その理由として考えられるのは、Iで述べた連邦政府からの移転支出の削減であった。

まず、連邦政府から地方政府向けの支出は抑制され、その中で医療やカナダ社会扶助がその対象とされた。次に、連邦政府から個人向けの支出に対しても見直しが検討され、削減の目的で児童に対する3つの支出形態は制度変更を余儀なくされた。

以上、制度面の見直しから、分析の結果特に低所得層で社会保障による再分配効果が十分でなかったと考えられる。これは、低所得層ほど社会保障移転の影響を受けやすいからである。また、図1のカナダ全体の平準化係数の低下からもそうである。さらに表3で明らかにしたように、単身者よりも家族において社会保障移転の削減が行われたことから、子育て世代に対する影響が大きかった。

次に、税制面での評価を行う。87年白書で指摘されたように税収損失を拡大させる主な要因は、租税優遇措置にあり、キャピタル・ゲイン控除他10項目にわたって取り上げられた各種控除は、縮小又は廃止の対象になった。例えば、個人のキャピタル・ゲイン及び生涯キャピタル・ゲインの非課税限度額は、50万ドルから10万ドルまで引き下げられ、配当税額控除は現金配当額の33%から25%に引き下げられた⁽²⁰⁾。利子・配当所得控除は、1,000ドルまで認められていたが、廃止される。その他、被雇用経費控除は、これまで最大500万ドルまでの申請を認めていたが、87年白書では租税優遇措置の弊害として取り上げられ、見直しの対象となり、これらは87年税制改革によって廃止されたのである⁽²¹⁾。

税制面で特にその影響を受けたのは、ケベック、アルバータ、BC、オンタリオの各州に住む低・中間所得層と一部の高所得層であった。87年白書にあったように、大半の低・中間所得層は減税されたと考えられる。他方、高所得層の場合には、そう単純でない。高

(20) Perry (1989), pp.340-343.

(21) 広瀬 (2012a), 50-51頁。

所得層の所得が増加したならば、87年税制改革後、上で述べた租税優遇措置の縮小又は廃止、キャピタル・ゲインの課税割合1/2から2/3、3/4へ段階的引上げ実現による課税ベースの拡大等で、大方高所得層の所得税負担は増えるはずである。しかし、租税回避等によって所得税の負担を免れたために、特に4つの州の高所得層の所得分布の割合は、むしろ大きくなったのではないかと考える。

おわりに

本稿の目的は、87年税制改革が所得・地域間の経済格差を正にどう寄与したのかを地域別、人口規模別に分け、租税負担の構造変化の実態を解明することであった。本稿で明らかになったのは、以下の点である。

第一に、全世帯、家族、単身者に分けて所得階層別に分析したところ、とりわけ単身者の低・中間所得層において社会保障による移転及び租税による再分配効果がみられたことである。

第二に、カナダを4つの地域に分けて、所得税負担を考察した。その結果、低所得層、中間所得層、高所得層でそれぞれ所得税負担の地域の偏りがみられたことである。

第三に、4つの地域に該当する州を検討したところ、平原3州で社会保障移転による所得の再分配効果がみられたのは、サスカチュワン及びマニトバの2つの州であることが判明した。また中央部、平原3州、太平洋沿岸のうち、租税による所得の再分配効果が確認できたのは、ケベック、アルバータ、BC、オンタリオの各州であったのである。

87年白書に書かれていたように、87年税制改革では大方、低・中間所得層に対しては所得税減税を行い、高所得層に対しては租税優遇措置の縮小及び廃止に伴った所得税増税を行う予定であった。その結果減税は、低・中間所得層に対して広く行き渡ったのである。これは、租税による所得の再分配効果の影響である。ところが、租税による所得の再分配効果のみみられた上の4つの州のうち、とりわけ高所得層の所得分布の割合は、課税後小さくならずむしろ大きくなったのである。

参考文献

- 池上岳彦（2003）「カナダの財政調整制度」『立教経済学研究』第56巻第3号、45-73頁。
- 池上岳彦（2004）「カナダの分権システムを支える州の個人所得税—税源移譲及び課税自主権の視点から—」『地方税』第55巻第9号、地方財務協会、2-8頁。
- 岩崎利彦（2008）『カナダの社会保障—医療・年金・介護—』財形福祉協会。
- 大川政三（1997）「1987年カナダの所得税改革—租税の本質的財源調達機能への回帰—」『東京国際大学論叢』第17号、107-122頁。
- 栗林隆（2005）『カーター報告の研究—包括的所得税の原理と現実—』五絃舎。
- 初宿正典・辻村みよ子編（2006）『新解説 世界憲法集』三省堂。
- 広瀬義朗（2009）「カナダの所得税改革—1980年代の改革後の租税負担構造の変化—」『カナダ研究年報』第29号、17-32頁。
- 広瀬義朗（2012a）『カナダ福祉国家財政の再編と1987-91年カナダ連邦税制改革による租税負担構造変化の分析』博士学位論文。

- 広瀬義朗 (2012b) 「カナダの連邦売上税改革による GST の導入と導入後の GST 負担構造の分析」『中央大学経済研究所年報』第43号, 83-122頁。
- 藤田直晴 (2010) 「カナダの地域経済再考」『駿台史学』第138号, 27-48頁。
- Bird, Richard M., Perry, David B. and Thomas A. Wilson (1994), “Tax Reform in Canada: a Decade of Change and Future Prospects”, *International Centre for Tax Studies*, pp.1-63.
- Bird, Richard M. (1995), “Tax Policy: Past, Present, and Future”, *Canadian Tax Journal*, Vol. 43, No. 5, pp.1039-1054.
- Brooks, W. Neil (1988), *The Quest for Tax Reform*, Carswell.
- Canadian Tax Foundation (1991), *The National Finances 1990*.
- Department of Finance Canada (1987), *The White Paper Tax Reform 1987*.
- Department of Justice Canada (2001), *The Constitution Acts 1867 to 1982*.
- Doak, Ervin John (1990), “The Relationship Between Federal and Provincial Income Tax Rates in Canada Since 1965”, *Canadian Tax Journal*, Vol.38, No.5, pp.1227-1234.
- Mintz, Jack and John Whalley (1989), *The Economic Impacts of Tax Reform*, Canadian Tax Paper No. 84, Canadian Tax Foundation.
- Perry, J. Harvey (1989), *A Fiscal History of Canada: The Postwar Years*, Canadian Tax Paper No. 85, Canadian Tax Foundation.
- Revenue Canada (1990), *Taxation Statistics 1988 Edition*.
- Statistics Canada (1988), *Income After Tax, Distributions by Size in Canada*.
- Statistics Canada (1989), *Income After Tax, Distributions by Size in Canada*.
- Statistics Canada (1990), *Income After Tax, Distributions by Size in Canada*.
- Statistics Canada (1991), *Canada Year Book 1992*.
- Statistics Canada (1996), *Canada Year Book 1997*.
- Statistics Canada (2001), *Canada Year Book 2001*.

(受理日：平成26年7月28日)

(校了日：平成26年9月16日)

[抄 録]

本稿の目的は、カナダの1987年の税制改革が経済・地域間の格差是正にどう寄与したのかを地方別・人口規模別に分け、租税負担の構造変化の実態を解明することである。

カナダは、宗主国イギリスの影響を受けつつも隣国アメリカの政治的・経済的影響を無視できず、2国間の狭間で都市と農村、人間と自然の共生を図りながら紆余曲折を経て連邦国家を結成した。建国後140年以上経過した今もなお諸事情が複雑に絡み合い、カナダには特有の問題が内在している。その問題点の1つとして、都市と農村の利害対立が挙げられよう。

本稿では、都市と農村の利害対立、とりわけ都市と農村の経済格差、地域間格差に焦点を当てる。様々な格差是正の対応策は、税の有効活用に帰着する。本稿では、1980年代の税制改革に注目する。アメリカの1986年税制改革に続き、1987年にはカナダで抜本的税制改革が実行された。その改革の中で経済成長に重点をおきつつも、都市と農村の経済・地域間格差の是正は、税制改革とりわけ所得税改革の中で重要課題のひとつであった。

本稿では、1987年税制改革によって地方毎に経済・地域間格差はどの程度改善されたのかを検討する。